



## ご参考資料

2010年1月8日に米国で発表されたプレスリリースの抄訳版です。

平成 22 年 1 月 15 日

# 米スパンション、Spansion Japanの 販売関連部門の譲受けおよびファウンドリ・サービスの継続について合意

## 2010年第1四半期中のチャプター11からの脱却に向け、順調に推移

米スパンション(Spansion Inc. NASDAQ: SPSN 以下 Spansion)は、東京地方裁判所において会社更生手続を行っている Spansion Japan の販売関連部門の譲受けについて口頭での合意に達したと発表しました。Spansion は、Spansion Japan からのウエハーおよびソート・サービスが含まれる新しいファウンドリ・サービスの契約についても口頭で承認しています。2010年1月8日に米国倒産裁判所で実施されたヒアリングでは、Spansion Japan の担保権者団の代理人である GE Financial Services Corporation の代表者が、担保権者団の最終的な承認を条件として、本合意を支持すると表明しました。正式契約が完了することと、Spansion の米連邦倒産法第 11 章(チャプター11)事件を管轄する米国倒産裁判所および東京地方裁判所からの承認を得られることが、本合意の条件となっています。

Spansion の社長兼 CEO のジョン・キスパート(John Kispert)は、次のように述べています。「2010年第 1 四半期中にチャプター11 から脱却するという計画の中、裁判所の承認を得次第、これらの合意によって、日本のお客様向けの製造サービスと継続的なサポートに関する Spansion の計画が完了します。また、この合意が、Spansion Japan が独立した事業体として再建することを後押しすることを嬉しく思います」

Spansion Japan は、Spansion に対する無担保債権を保有しておりますが、Spansion の再建計画案において解決される可能性があります。これらの債権に関する裁定は、申立前の債務として取り扱われ、チャプター11 からの脱却時に際しての資本構成に影響を与えるものではありません。和解の完全かつ最終的な条件は、2010年1月15日までに米国倒産裁判所に提出されます。米国倒産裁判所は、和解の承認を審議するためのヒアリングを2010年1月29日に予定しています。

## Spansion について

Spansion (Pink Sheet : SPSNQ) は携帯電話、車載、通信および民生機器市場におけるデジタル・コンテンツの利用拡大、記録および保護に特化し、独自の付加価値を提供するフラッシュメモリ・ソリューション・プロバイダです。以前、AMD と富士通株式会社のフラッシュメモリ・ベンチャー企業であった Spansion は、フラッシュメモリ製品の開発、設計、製造、マーケティング、販売に特化した世界最大の専門企業です。Spansion のフラッシュメモリ・ソリューションに関する情報は、Spansion の Web サイト <http://www.spansion.com/jp> でご覧いただけます。

### 注意事項:

今後の見通しを述べた本リリース中の記載事項は、1995 年私募証券訴訟改革法 (Private Securities Litigation Reform Act of 1995) の中のセーフ・ハーバー条項に準拠するものです。今後の見通しを述べた記述には数々のリスクおよび不確実性を伴っており、実際の結果は現時点での見通しとは大幅に異なったものになる可能性があることを、投資家の皆様にご注意申し上げます。これらのリスクおよび不確実性には、コスト管理、適切な流動性実現、チャプター11 に基づく会社再建の完遂、新しい戦略的方向性に基づく業務遂行、持続可能なビジネス・モデルに転換すること、独立した法主体としての存続、業務効率の達成、および黒字化の達成と維持に関する当社の能力が含まれます。

債権者保護手続きに関するリスクおよび不確実性には、(1) (i) (Spansion Japan 管財人の判断による、または Spansion Japan の会社更生手続きにおける裁判所命令に基づく、またはその他の理由による) Spansion Japan または (ii) (米国倒産裁判所の命令に基づく、またはその他の理由による) Spansion Inc. または Spansion LLC のいずれかの行為により、Spansion がウエハー生産と日本での製品流通を Spansion Japan に依存できること、(2) Spansion Japan が会社更生に失敗した、またはそれにおいて困難を経験した、あるいは Spansion が Spansion Japan との業務関係を終了した場合、Spansion がウエハー生産能力を他の場所または第三者のファウンドリに移転できる、あるいは製品を流通および販売するための他の手段を見出すことができること、(3) 米国倒産裁判所が下す決定や命令により、Spansion の業務が受ける影響、(4) Spansion のビジネス、業績、財務状況、および現金管理の取り決めへのネガティブな影響、(5) 米国でのチャプター11 手続または Spansion Japan の会社更生手続または特定の地域におけるさまざまな制約の結果、全世界において所有する現金のすべてまたは一部が米国において、または運転資金として使用できないことにより、Spansion のさまざまな地域の拠点にある現金を自由に使用できないこと、(6) 従業員、顧客、サプライヤ、委託製造業者、およびその他ステークホルダーとの関係に与えるネガティブな影響、(7) Spansion が申立の内容に実質的に沿った命令を米国倒産裁判所から受けられないこと、(8) Spansion の手持ち現金が運転資金として不十分であること、(9) Spansion が米国倒産裁判所から認められた期間内に再建案または事業再編の前提条件となる債権者または裁判所からの承認を得られない、あるいはその計画を成功裏に実施できない、あるいは会社再建資金が必要な場合にはそれを十分に調達できないために Spansion の資産が精算される可能性、および (10) 再建計画案が承認された後に Spansion の発行済み普通株が無効となることが含まれます。

さらに、グローバルな経済環境の不安定さと信用市場の収縮により、Spansion のビジネスには様々な部分で影響が続くことが予想されます。それらには、当社および顧客、サプライヤや販売代理店を含むビジネス・パートナーの信用悪化や支払不能に陥るリスク、ブッキング、および当社製品に対する需要の減少や繰り延べといったことが含まれます。さらに、当社は投資家の皆様方には、こうしたリスクと不確実性について詳細に検討いただくことを強くお勧めします。リスクと不確実性は、Spansion が SEC (米国証券取引委員会) に登録している報告書に記載されています。ここでいう報告書には年間報告書 (フォーム 10-K) および四半期報告書 (フォーム 10-Q) を含みますが、それに限定されません。当社は、適用される法律が要請する以外、新しい情報、将来の事象やその他の結果にかかわらず、将来に関する見通しを更新・改定するいかなる義務も負いません。

【報道関係お問い合わせ先】  
 Hoffman Japan 株式会社  
 担当 : 鷲野 / 松田  
 電話 : 03-5159-2145  
 e-mail: [mwashino@hoffman.com](mailto:mwashino@hoffman.com)

【その他のお問い合わせ先】  
 Spansion Japan 株式会社  
 マーケティング部 広報担当  
 担当 : 白子 考介  
 電話 : 044-223-1763  
 e-mail: [info.japan@Spansion.com](mailto:info.japan@Spansion.com)